

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第1回環境影響評価審査会制度検討部会
開 催 日 時	平成27年5月14日（木） 15時00分から 16時05分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2階 第6集会室
出 席 者	部 会 長：梅宮委員 委 員：桑野委員、佐古委員、吉田委員 陪 席 者：石川委員
欠 席 者	東野委員
案 件 名	【案件1】部会報告のとりまとめについて 【案件2】今後のスケジュール（案）について 【案件3】その他
提出された資料等の 名 称	・次第 ・資料1 枚方市の環境影響評価制度見直しの概要 ・資料2 枚方市の環境影響評価制度の見直しについて ・資料3 枚方市環境影響評価審査会スケジュール（案）
決 定 事 項	・枚方市環境影響評価制度の見直しについて、これまで部会で検討した内容を取りまとめた「部会報告（案）」を確認した。今後、6月13日の審査会で報告し、答申を行う予定で進めることとした。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署（事務局）	環境保全部 環境総務課

## 審 議 内 容

### 総括

#### 【案件 1】部会報告のとりまとめについて

- これまでの部会で検討した内容を取りまとめた部会報告（案）を確認した。今後、部会長と事務局で調整を行い、部会報告（案）を確定し、委員に示すとともに、環境影響評価審査会に報告する。

#### 【案件 2】今後のスケジュール（案）について

- 6月13日に平成27年度第1回環境影響評価審査会を開催し、部会報告を行い、答申案として確認後、6月29日に市長へ答申を行う予定で進める。

### 質疑応答

#### 【案件 1】環境影響評価制度の見直しについて

委 員：部会報告案の中で「図書」という表現が多くあるが、それぞれ、どの図書を指すのか定義したほうがわかりやすいのではないか。

事務局：図書の名称を記載するなど、部会報告案を修正する。

委 員：事後調査の時期は、どのように設定するのか。

事務局：事業によって環境影響の大きくなる時期が異なるため、技術指針等で例示したいと考えている。

部会長：この部会で図書の公表をインターネットで行う場合、著作権の問題があるとこれまで検討してきたが、今回、事業者の責任において実施するということで、問題はないのか。

事務局：著作権の問題は、他市の例に倣い、事業者の責任において対応していただくこととする。ただし、インターネット公表の具体的な方法は、技術指針において例示したいと考えている。

委 員：終末処理場の建設を本条例の対象外とする理由については、現状において計画がないからとするのではなく、もっと明確に記載する必要があるのではないか。そうでないと、ヘリポートについても、現状において計画がないから対象外にすると書いてしまうのでは。

事務局：統計結果から今後の人口減少が予測され、今後新たな終末処理場の建設の予定が見込めない状況など、より明確な理由へと部会報告案を修正する。

委 員：都市公園の整備をアセスの対象外とすることについて、例えば廃棄物最終処分場の跡地に建設される場合は、本条例の対象外としても問題はないのか。

委 員：野球場やテニスコートができた場合、その使用による騒音などが問題となることがあるが、対象外として大丈夫か。

事務局：用途転換の際には、廃棄物処理法や土壤汚染対策法、騒音規制法等アセス以外の環境関連法令が適用され、状況に応じて利活用の幅を制限するなどして、他法令の適用で担保されると考える。

委員：他法令で規制するとともに、環境影響評価でチェックするのではないのか。

事務局：他法令で十分に規制されているものは、著しい環境影響のおそれがあるとは言えない。

委員：終末処理場に関しては、大阪府が過大な施設を整備しているため、今後、問題になることはないと思われる。都市公園は市街化が進んだ地域のことを言っているのであれば、土壤汚染の問題が考えられるため、アセスは必要ではないか。

事務局：土壤汚染に関しては、法で厳しく規制されている。

委員：都市公園では、建設や設置後の影響というよりは、土壤汚染など、その前の状態が問題である。これまでは、こうしたことも環境影響評価してきた。対象外とするならもう少し理由の整理が必要と考える。

委員：想定外の事象が出てきた場合、「その限りではない」などの記載を入れてはどうか。

部会長：資料2の13頁2(1)④の「ただし」以下の文章を、全体に係るよう、(1)の本文後に移行してはどうか。

事務局：そのように、部会報告案を修正する。

委員：立入調査権の明示について「必要な限度において」とあるが、この表現では、条例に具体的な上限が定められているように感じる。環境影響評価に関することにおいて、ということか。

事務局：「条例施行の範囲において」として、部会報告案の表現を修正する。

委員：インターネット公表について、縦覧の際の市民意見の聴取についても、事業者宛となるのか。

事務局：縦覧は市で実施する。縦覧期間内は、インターネットでも市民意見を受付可能としたいと考えている。事業者によるインターネット公表では、公表期間は、縦覧期間を超えて次の図書が提出されるまでを想定している。

委員：市民意見の聴取に関しては、ネット環境がない市民向けに、図書の縦覧も実施されるのか。

事務局：従来どおり、縦覧場所を設定し、図書の縦覧とともに、書面による意見聴取も実施する。

部会長：他に質問がないようなので、本日審議した内容で事務局に修正していただき、部会報告として審査会で報告する。修正内容は、私が確認し、事務局から部会委員の皆様へ修正案を送付させていただきたいと思うので、よろしく願います。

## 【案件2】今後のスケジュール（案）について

委員：【事務局説明】

部会長：6月13日開催の審査会全体会において、部会での検討の集大成として、私から部会報告を行いたいと思うので、よろしく願います。この部会報告のとりまとめをもって、本部会を終了することとする。それでは、本日の部会を終了する。

以上